

西肥自動車株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（第1回）

1. 日 時

平成28年1月26日（火） 10時30分～11時30分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長代理）、
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：小林旅客課バス事業活性化調整官ほか
事案処理職員：運輸審議会審理室 持永室長、川崎調査官、木村課長補佐

4. 議事概要

○ 自動車局が西肥自動車（株）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請の概要等について説明した。

○ 運輸審議会委員からは、

- ① ノンステップバス及びワンステップバスの導入率
 - ② 過去1年間の死傷事故2件の概要
 - ③ 乗合バスの減価償却期間及び全国の乗合バスの平均車令
 - ④ 嘱託運転士制度の運用
- 等についての質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ① 193両中34両で約18%である。
- ② 1件は歩行者の死亡事故で、これはドライブレコーダーの映像等から歩行者の急な飛び出しで不可避の事故であり、もう1件は自転車との接触事故で、左折時の巻き込みにより自転車に乗っていた方が負傷したものであり、これはバス側の安全確認が十分でなかったことによるものと聞いている。
- ③ 減価償却期間は5年、平均車令は10数年である。
- ④ まずは新規採用時は1年間嘱託運転士で採用し、最初は一般路線を中

心に運転し、徐々に空港バス、高速バスへと経験に応じてステップアップする仕組みとなっている。

等の回答を得た。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。